

茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

○騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
第5種区域	75デシベル	75デシベル	65デシベル

備考

- この表において「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。
 - 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号（以下「都計法」という。）に規定する「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」及び「田園住居地域」
 - 第2種区域 都計法に規定する「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域及び準住居地域」
 - 第3種区域 都計法に規定する「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「用途地域の指定のない地域」
 - 第4種区域 都計法に規定する「工業地域」
 - 第5種区域 都計法に規定する「工業専用地域」
- 第5種区域についての規制基準は、第5種区域から他の区域に排出される場合にのみ適用されるものとする。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 騒音の測定場所は、特定施設の設置してある工場等の敷地の境界線とする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次に掲げるとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、5デシベルを減じた値とする。

○振動についての規制基準

人に不快感を与える等によりその生活を妨げ、又は物に被害を与えることがないと認められる程度の振動の大きさ